

## ○ 国立大学法人山梨大学国際産学官連携ポリシー

制定 平成 21 年 3 月 18 日  
改正 平成 24 年 4 月 1 日  
平成 28 年 3 月 29 日

国立大学法人山梨大学（以下「本学」という。）は、「地域の中核、世界の人材」を標榜するなかで、社会の将来を担う優れた人材の養成、学術研究の発展、そして知的財産を核とした産学官連携による社会貢献に積極的に取り組んできた。

研究開発のグローバル化が進む中、これまでの取り組みに加え、本学の研究成果を国際社会に広く還元することを目指して、大学と産業界・社会との連携を国際的に推進していかなければならない。

そこで、本学は山梨大学憲章（平成 17 年 10 月 1 日制定）、国立大学法人山梨大学産学官連携ポリシー（平成 16 年 4 月 1 日制定、平成 28 年 3 月 29 日改正）を踏まえた上で、次のことを国際産学官連携ポリシーとして表明する。

- 一、 真に取り組むべき国際的な研究課題、国際的に提供すべき研究成果を選択し、それらを基に国際的な産学官連携を進める。
- 二、 本学の「強み」を活かした研究成果であるか、あるいは将来の技術革新または国際標準等に資する研究成果であるかどうかを考慮した上で、利用される可能性も検討し、効率的・効果的な海外特許出願及び権利の取得を行う。
- 三、 海外出願後の各種手続きにおいては、発明が属する技術分野の特性・技術動向及び市場動向、技術移転活動状況等を踏まえ、権利維持の要否につき、随時見直すことにより、効率的な管理・運用を行う。
- 四、 国際共同研究、国際受託研究を推進すべく、契約や研究費の管理等において、大学が組織として対応し、研究が円滑に行える支援体制の充実を図る。
- 五、 国内外の法令や国際間の条約等による制約や、海外への技術流出に対する懸念等に十分留意し、各種法令に基づく規制を遵守すべく学内研究者に対する教育啓発活動を継続的に行う。
- 六、 科学技術に詳しく、海外での知的財産権等の侵害訴訟や契約に精通し、国際的に通用する知財人材の育成・確保を行う。